

土佐町教育支援センターのあり方について
答申書

令和2年8月31日

土佐町教育支援センターのあり方検討委員会

目次

はじめに	P2
土佐町教育支援センターのあり方検討委員会 概要	P3
1.理念	P5
2.基本方針	P6
3.支援対象者	P7
4.機能	P8
5.拠点	P10
6.体制	P11
おわりに	P12

はじめに

土佐町及び土佐町教育委員会は、NPO 法人 SOMA（以下「受託者」という。）に業務を委託していた土佐町教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）について、受託者が今年1月より開始した、幼小中の子どもの「個別に最適化した学び」といった学習環境を提供する事業（i.Dare）を教育支援センターで実施するとしたことを巡り、関係者への説明不足や運用の不備を理由に、業務委託を含めた事業内容の全面的な見直しを行うこととした。

土佐町教育支援センターのあり方検討委員会（以下「委員会」という。）は、土佐町教育長からの諮問を受け、不登校児童を抱える保護者からの意見の聞き取りを行うとともに、教育支援センターの方向性の確認、現在土佐町内で行われている具体的な支援事例の共有、他の自治体の先進的な取り組みを行う事例の学習などを踏まえ、7回の検討委員会を通じて様々な観点から慎重に検討を行ってきた。

委員会は新たに設置される教育支援センターが、子どもたちの多様な学びと、幸せな生活の実現の拠点となることを強く願って、本答申を行うものである。

土佐町教育支援センターのあり方検討委員会 概要

委員名簿(五十音順、敬称略)

氏名	所属	職名
井手 正	土佐町教育委員会	教育委員
稲村 久美子	要綱第3条第1項第11号該当	スクールソーシャルワーカー
川田 理恵	土佐町中学校 PTA	会長
近藤 泰之	土佐町学校応援団推進本部実行委員会	
鈴木 大裕	土佐町議会	総務教育厚生常任委員長
谷内 宣夫	土佐町小中学校	校長
新谷 真司	要綱第3条第1項第11号該当	土佐町小学校保護者
森 上	みつば保育園保護者会	保護者会長
山首 尚子	土佐町社会福祉協議会	事務局長
山下 洋平	土佐町小学校 PTA	会長
和田 純一	土佐町民生委員児童委員協議会	会長
和田 千恵子	みつば保育園	園長

会議概要

開催日時	議事
第1回 令和2年3月18日(水) 18:30~21:20	◎事務局より 1.委員自己紹介 2.検討委員会の趣旨説明 ◎土佐町小学校保護者ヒアリング ◎議事 1.委員長の選出及び副委員長の指名について 2.現在の状況の説明(事務局等) 3.今後の教育支援センターの取組の方向性について 4.その他
第2回 令和2年3月27日(金) 18:30~20:30	◎事務局より説明等 1.第1回検討委員会会議録等の共有 2.4月以降の i.Dare の取組について共有 3.検討委員会で議論していただく内容についての確認 ◎議事 1.各関係団体より、不登校対策に関連する取組の状況や課題等の共有

	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援センターについて(教育委員会事務局) ・学校での取組について(谷内委員) ・スクールソーシャルワーカーの取組について(稲村委員) ・社会福祉協議会の取組について(山首副委員長) ・土佐町議会での検討状況について(鈴木委員) ・その他の取組・意見について(その他委員) <p>2.議事Iに関する質疑応答</p> <p>3.その他</p>
<p>第3回</p> <p>令和2年5月20日(水)</p> <p>18:00~19:20</p>	<p>◎議事</p> <p>1.日高村教育委員会事務局より、不登校対策に関連する取組の説明及び質疑(60分)</p> <p style="padding-left: 40px;">教育次長兼教育支援室長 森下 美和</p> <p style="padding-left: 40px;">教育支援サポート教員 高橋 良輔</p> <p>2.その他</p>
<p>第4回</p> <p>令和2年6月10日(水)</p> <p>18:30~20:15</p>	<p>◎議事</p> <p>1.各委員より意見の共有(60分)</p> <p>2.グループディスカッション(30分)</p> <p>3.その他</p>
<p>第5回</p> <p>令和2年7月2日(木)</p> <p>18:30~20:15</p>	<p>◎議事</p> <p>1.教育支援センターの方向性について協議</p> <p>2.その他</p>
<p>第6回</p> <p>令和2年7月13日(月)</p> <p>18:30~19:40</p>	<p>◎議事</p> <p>1.教育支援センターの理念について協議</p> <p>2.その他</p>
<p>第7回</p> <p>令和2年7月30日(木)</p> <p>18:30~20:05</p>	<p>◎議事</p> <p>1.(仮称)土佐町教育支援センターの方向性について 答申書(案)の確認</p> <p>2.その他</p>

1. 理念

夢を見つけるわたしの学び場

理念は、土佐町教育支援センターがどうあるべきなのかを簡潔に表すものであり、同時に、一番大事にすべきことは何かを表すものです。そのため、支援をする側にも、支援の対象者にも、住民にとってもわかりやすい表現とすることが重要だと考えます。

理念の検討にあたっては、「自立」「自己実現」「寄り添う」「見守る」「共に生きる」「連携」「切れ目のない支援」「自分らしく」「町まるごとで」「生きる力を育てる教育支援の拠点」など、様々なキーワードが出されました。どれも教育支援センターのあり方を表すものだと考えますが、2つの理由からこの理念を選びました。

1つ目は、わかりやすく、簡潔で、且つ柔らかな表現であること。議論の中で挙がった様々なキーワードもどれも重要なものと考えますが、後述する基本方針や機能、体制等に詳しく記載することとし、理念としてはこの表現が相応しいと考えました。

2つ目は、やはり子どもを一番に、子どもの視点に立つという意味合いで、「わたしの学び場」としました。

繰り返しになりますが、理念は、教育支援センターがどうあるべきかを表すとともに、一番大事にすべきことは何かを表すものです。今後、教育支援センターの具体化を検討し、活動を進めるにあたっては、「夢を見つけるわたしの学び場」という理念を関係者一同が常に念頭に置き、取り組んで頂くことを望みます。

2. 基本方針

以下の3つを、土佐町教育支援センターの基本方針として提案します。

① 支援を必要とする対象者の情報を把握する。

支援は、子どもの状況、家庭の状況をまずは知ることがスタートです。効果的な支援ができるよう、学校だけでなく、教育委員会、福祉部局など、日頃から様々な関係者がアンテナを張り巡らせ、支援対象者と信頼関係を築き、情報を集め、そして関係者の間で情報を共有できる体制づくりが必要です。

② 一人ひとりの個性を尊重し、社会的自立を目指して最適な支援を行う。

子どもたちには、一人ひとりに個性があります。また、それぞれが抱えている悩みや課題も千差万別です。何らかの理由で学校へ行くことが困難な子どもがいた時に、その子にとって何が必要なのか、どうすればその問題を解決することができるのか、一人ひとりの個性を尊重し、寄り添い、大人の価値観や都合、固定観念に囚われることなく、個別に最適な支援を考え、実行することが重要です。

また、学校へ行けるようになることももちろん大事なことです。そのことだけを目標にせず、その子にとって休むことが必要なら時にはそっと見守り、学校とは別の居場所が必要なら社会資源を活用して新たに作るなど、支援する側には柔軟な対応力も必要です。

その子にとってどのような支援が必要なのか。登校を促す、あるいは不得手なことをサポートするだけでなく、その子の好きなことや得意なことを見つけ、その子の持っている輝きを引き出すような支援こそが、自己実現や社会的自立に繋がるものと考えます。

③ 関係機関や地域と積極的に連携して、臨機応変に、最善の支援を行う。

土佐町では、学校をはじめ、教育委員会や福祉部局、社会福祉協議会など、様々な関係者が不登校や引きこもり、自立支援などに取り組まれています。関係機関同士の連携という面では、弱いと感じます。

支援を必要とする対象者は、十人十色、様々なケースがあり、また、支援をする側も、一人ひとりにできることには限りがあります。そこで多くの関係者が連携することによって、より多くの情報を集めることができるとともに、支援の幅も広げることができると考えます。

教育支援センターでは、後述する支援チームを中心として、様々な関係機関や専門家等が積極的に連携し、様々なケースに対して臨機応変に対応できる体制づくりが必要です。

3. 支援対象者

0歳から18歳（高校卒業まで）の子どもと、その保護者を支援対象とする。

（例）不登校児童生徒、発達障害、ネグレクト等

支援対象者については、不登校等の課題が表面化する学齢期の子どもとその保護者はもちろんのことですが、乳幼児期から就学前の子どもや家庭の状況を把握し、支援することも重要だと考えます。なぜなら、就学前の子どもの発達状況によって保護者や家族が子育てに対して不安を感じることもあれば、家庭環境の変化が子どもの発達に影響することもあるため、そうした変化をできるだけ早い段階で察知することができれば、問題が深刻化することを未然に防ぐことに繋がるためです。

また、中学校を卒業すると、地域外（高知市内等）の高校へ進学する生徒が多いことに加え、嶺北高校へ進学したとしても、高校生になると総じて地域との交流が希薄になりがちです。そのため、中学校卒業後は子どもたちや家庭の状況の把握が難しく、支援も手薄になるため、高校卒業までを支援対象とすべきです。

なお、本答申では当面の案として0歳から18歳（高校卒業まで）を支援対象として提案しますが、いずれ子どもたちは成長し、社会に出ることを考えれば、「地域共生社会の実現に向けた取り組み」とその機能を共有し、支援対象を拡大していく必要があると考えます。

4. 機能

教育支援センターに必要な機能として、以下の5点を提案します。

① 社会との繋がりが持てる居場所づくり

通学が困難な子どもたちやその保護者にとって、学校と家庭以外にも、子どもが安心して過ごせる居場所が必要だと考えます。社会と関わりを持ちながら、自分の好きなことややりたいこと、得意なことを見つけ、元気や自信を取り戻せる場所。なかなか外に足が向かない子どもたちが来られるようにするためには、「面倒を見てもらう場所」ではなく、その子が「ここに居てもいい」、「ここに居ることが楽しい」、「ここで誰かの役に立っている」と思えるような居場所にすることが重要です。

② 相談窓口

行政機関などは、相談内容によって相談先が異なる場合が多く、どこへ相談していいかわからないというケースも多々あります。子どものことで何か心配事があれば、「ここへ相談すれば何でも話を聞いてもらえる」、「ここへ相談すれば必要な機関へ繋いでくれる」という、いつでも、どんなことでも気軽に相談できる総合的な相談窓口が必要です。

③ 子育て支援

子育て中の親は多くの悩みや不安を抱えており、そうした悩み等は、皆が皆、自分たち家族の中だけで解決できるわけではありません。日ごろから、そんな親たちを見守り、相談に乗り、手助けをすることは、子どもの健やかな成長に繋がるのはもちろんのこと、子どもや家庭の状況を知ることができるため、いざという時に迅速な対応ができると考えます。

④ 教育支援(学習支援、体験活動)

通学が困難な子どもたちは、学習活動や体験活動、人と触れ合う機会などが十分得られず、社会において自立的に生きるための基礎が培われにくい環境にあるといえます。そのため、そうした子どもたちの一人ひとりの状況や興味関心を踏まえて、教科学習はもちろんのこと、様々な体験活動や地域資源を活かした自然体験活動、スポーツ活動や芸術活動などを行う機会や場所を作る必要があります。

このように多様な支援を行うためには、地域内の様々な個人や団体などの協力を得ることが不可欠です。積極的に外部の協力を得ながら、将来、子どもたちが精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れること(社会的自立)を目指して、支援を行うことが重要です。

⑤ 関係機関との連携コーディネート

①から④の機能を実現するためには、官民を問わず、関係機関が密接に連携し、組織の垣根を越えて協力し合う必要があります。必要な支援を行うために、関係機関等と情報を共有し、連携・協働するための体制づくりと、その核となるコーディネーターの存在が重要と考えます。

5. 拠点

支援対象者の居場所づくりや、相談窓口としての機能を備えるためにも、拠点となる施設は必要です。役場に近く、利用者もアクセスがしやすい場所にあり、今はそれほど使われていない既存施設などを有効活用するのが望ましいと考えます。

(例) 旧森小学校、旧図書館、コミュニティセンター、児童館 など

ただし、そこへ行かなければ支援が受けられないという形にすべきではありません。個々のニーズに合わせて柔軟に対応していくためにも、拠点施設は1か所に限定すべきではないと考えます。拠点となる施設は置きながらも、「町まるごとをフィールドにする」という考え方で取り組むことにより、多様な支援を行うことができ、利用者にとってもより幅広い経験や人との触れ合い、学びの機会が生まれると考えます。

6. 体制

教育と福祉の連携による切れ目のない支援体制を構築するため、支援及び連携の核となる支援チームを新たに設置するべきと考えます。

行政内の縦割りの垣根を越えてスムーズに連携し、迅速に意思決定を行うためには、首長をトップとし、教育委員会と健康福祉課が一丸となって取り組める体制づくりが必要です。

また、支援チームの核となるコーディネーター（以下案では教育支援サポート教員、SSW など）には、人事異動等の少ない専任のスタッフを2～3名配置し、互いに知恵を出し合い、協力し合いながら支援にあたる体制を作ることが重要と考えます。支援チームは、コーディネーターを日常的にサポートするチームと位置づけ、日ごろから関連業務に携わっている専門性を有した資格者等で構成し、この支援チームで支援対象者のアセスメントや支援方策の検討・決定等を行うイメージです。

支援体制（案）

センター長	町長
副センター長	副町長、教育長
支援チーム	教育次長、研修指導員、不登校担当教員、教育支援サポート教員※ （新規・加配等）、SSW※、保健師、社会福祉士、保育士、子育て支援 専門員 ※コーディネーター
関係機関	健康福祉課、社協、民生委員・児童委員、児童館、図書館、学校応援 団、若者サポステ、NPO、地域団体、児童相談所、療育センター 等
外部専門家	SC、臨床心理士、医師 等

おわりに

7回にわたり開催した委員会においては、様々な視点から意見交換を行ってきた。困難さを抱えた子どもや、厳しい家庭環境にある子どもたちへの支援について。あるいは学校教育を終えた後もサポートが必要な若者や、生活に課題を抱える世帯への福祉的な介入など、その内容は多岐にわたるものであった。

委員会としては、「教育支援センターの早期立ち上げが必要」との考えから、学校に通っている子どもまで(0歳から概ね18歳まで)を対象として本答申を取りまとめた。しかし、やがて子どもたちは成長し社会生活を開始することを考えると、教育支援センターは「地域共生社会の実現に向けた取り組み」とその機能を共有し、すべての町民が安心して生活ができるまちづくりのために、その機能を充実・発展させていく必要があると考える。

土佐町及び土佐町教育委員会においては、本答申を受けた教育支援センターの設置にあたっては、町民の期待と要望に応えるため、前例と部署間の垣根にとらわれない運営体制の整備と、関係機関や地域住民と一体となった運営を念願するものである。